

改 正 後	改 正 前
法第9条の2《老人等の郵便貯金の利子所得の非課税》関係 (確認書類の範囲) 9の2-1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2-4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。 (1) 令第30条の9第1項第1号《老人等に該当する旨を証する書類の範囲》に規定する書類(以下9の2-2において「住民票の写し等」という。) イ、ロ (省 略) ハ 健康保険特例退職被保険者証 (健康保険法施行規則 <u>様式第6号の3</u>) ニ 健康保険継続療養証明書 (健康保険法施行規則 <u>様式第6号の5</u>) ホ 健康保険特例退職被保険者継続療養証明書 (健康保険法施行規則 <u>様式第6号の6</u>) ヘ～ソ (省 略) (2)～(5) (省 略)	法第9条の2《老人等の郵便貯金の利子所得の非課税》関係 (確認書類の範囲) 9の2-1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2-4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。 (1) 令第30条の9第1項第1号《老人等に該当する旨を証する書類の範囲》に規定する書類(以下9の2-2において「住民票の写し等」という。) イ、ロ (省 略) ハ 健康保険特例退職被保険者証 (健康保険法施行規則 <u>様式第6号の2</u>) ニ 健康保険継続療養証明書 (健康保険法施行規則 <u>様式第6号の3</u>) ホ 健康保険特例退職被保険者継続療養証明書 (健康保険法施行規則 <u>様式第6号の4</u>) ヘ～ソ (省 略) (2)～(5) (省 略)

改 正 後	改 正 前
法第24条《配当所得》関係 (利益の配当又は剰余金の分配に含まれるもの) 24 - 1 法第24条第1項に規定する「利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。)」には、法人が確定した決算において利益又は剰余金の処分により配当又は分配をしたものだけでなく、株主(出資者を含む。以下24 - 3までにおいて同じ。)に対しその株主である地位に基づいて供与した経済的な利益が含まれる。	法第24条《配当所得》関係 (利益の配当又は剰余金の分配に含まれるもの) 24 - 1 法第24条第1項に規定する「利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。)」には、法人が確定した決算において利益又は剰余金の処分により配当又は分配をしたものだけでなく、株主(出資者を含む。以下25 - 3までにおいて同じ。)に対しその株主である地位に基づいて供与した経済的な利益が含まれる。

改 正 後	改 正 前
(法人が株主に交付した株式に対する課税関係) 24 - 3 法人が株主に交付した株式 (出資証券を含む。) に対する課税関係は、次のようになることに留意する。 (1) 法人が自己の保有する株式をもって利益の配当をした場合の当該株式については、法第36条第2項《収入金額》の規定により、当該株式の価額によって配当等に係る収入金額を計算する。 (2) 法人が法第25条第1項各号《配当等の額とみなす金額》に規定する事由により株式を交付した場合の当該株式については、<u>法第36条第2項の規定による当該株式の価額</u>を基として、法第25条第1項及び措置法第37条の10第4項《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定を適用する。	(法人が株主に交付した株式に対する課税関係) 24 - 3 法人が株主に交付した株式 (出資証券を含む。<u>以下24 - 4までにおいて同じ。</u>) に対する課税関係は、次のようになることに留意する。 (1) 法人が自己の保有する株式をもって利益の配当をした場合の当該株式については、法第26条第2項《収入金額》の規定により、当該株式の価額によって配当等に係る収入金額を計算する。 (2) 法人が法第25条第1項各号《配当等の額とみなす金額》に規定する事由により株式を交付した場合の当該株式については、<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる当該株式の価額</u>を基として、法第25条第1項及び措置法第37条の10第4項《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定を適用する。 <u>イ 当該株式が当該法人の合併により交付されるその合併に係る合併法人の株式である場合</u> <u>令第61条第2項《配当等の額とみなす金額の計算方法》の規定による当該株式の価額</u> <u>ロ 当該株式がイの株式以外の株式である場合</u> <u>法第36条第2項の規定による当該株式の価額</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(削 除)</u>	<u>(端株の譲渡代金の交付を受けた場合の配当等の収入金額)</u> <u>24 - 4 24 - 3 の(2) のイの場合において、当該株式に 1 株 (出資証券については、</u> <u>1 口) 未満の端数が生ずるため、法人がその端数の合計数に相当する株式を他に譲</u> <u>渡し、その譲渡代金をその端数を生じた株主に交付したときは、その交付した金額</u> <u>にかかわらず、その端数に相当する株式につき令第61条第 2 項の規定を適用して配</u> <u>当等に係る収入金額を計算する。</u>

改	正	後	改	正	前
<u>(削 除)</u>			法第25条《配当等の額とみなす金額》関係		
<u>(削 除)</u>			<u>(合併法人に引き継がれた資本積立金額がある場合の資本等の金額)</u> <u>25 - 1 法人の合併により交付される金銭その他の資産につき法第25条第 1 項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を計算する場合において、被合併法人の法人税法第 2 条第17号《定義》に規定する資本積立金額（以下25 - 3 までにおいて「資本積立金額」という。）が合併法人に引き継がれているときは、同項に規定する資本等の金額は、その引き継がれた資本積立金額を控除した金額による。この場合において、その引き継がれた資本積立金額とは、法人税法施行令第 9 条《合併差益金のうち被合併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額》の規定により計算した金額をいう。</u>		

改 正 後	改 正 前
<u>(削 除)</u>	<u>(準備金の資本組入れの場合の利益積立金額の計算)</u> <u>25 - 2 法人が商法第293 条ノ3《準備金の資本組入れ》の規定により準備金を資本に組み入れた場合において、その組み入れた準備金のうちに法人税法第2 条第18号に規定する利益積立金額（以下25 - 3 までにおいて「利益積立金額」という。）があるかどうか及びその金額は、法人の計算に従うものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(削 除)</u>	<u>(組織変更の場合の資本組入れ)</u> <u>25 - 3 法人が商法その他の法令の規定による組織変更の際し資本又は出資の増加を</u> <u>した場合において、その増加した金額のうちに新たに株主から払い込まれた金額以</u> <u>外の金額があるときは、当該金額に相当する資本積立金額又は利益積立金額の資本</u> <u>又は出資への組入れがあったものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
法第30条《退職所得》関係 (退職手当等の支払金額の計算の基礎となった期間と勤続年数との関係) 30 - 6 令第69条第1項第1号本文《退職所得控除額に係る勤続年数の計算》の勤続年数は、当該退職手当等の支払者(その者が相続人である場合にはその被相続人を含み、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人を含み、<u>その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合にはその分割により資産及び負債の移転を行った法人を含む。</u>)の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算するのであるから、退職手当等の支払金額の計算の基礎となった期間がその引き続き勤務した期間の一部である場合又はその期間に一定の率を乗ずるなどにより換算をしたものである場合であっても、同号本文の勤続年数は、その引き続き勤務した実際の期間により計算することに留意する。	法第30条《退職所得》関係 (退職手当等の支払金額の計算の基礎となった期間と勤続年数との関係) 30 - 6 令第69条第1項第1号本文《退職所得控除額に係る勤続年数の計算》の勤続年数は、当該退職手当等の支払者(その者が相続人である場合にはその被相続人を含み、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人を含む。)の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算するのであるから、退職手当等の支払金額の計算の基礎となった期間がその引き続き勤務した期間の一部である場合又はその期間に一定の率を乗ずるなどにより換算をしたものである場合であっても、同号本文の勤続年数は、その引き続き勤務した実際の期間により計算することに留意する。

改 正 後	改 正 前
法第36条《収入金額》関係 (利子所得の収入金額の収入すべき時期) 36 - 2 利子所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第 3 項に規定するものを除き、それぞれ次に掲げる日によるものとする。 (1) ~ (3) (省 略) <u>(4) 合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約 (一部の解約を含む。) によるものについてはその終了又は解約の日</u> <u>(5) (省 略)</u>	法第36条《収入金額》関係 (利子所得の収入金額の収入すべき時期) 36 - 2 利子所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第 3 項に規定するものを除き、それぞれ次に掲げる日によるものとする。 (1) ~ (3) (省 略) <u>(4) 公社債投資信託の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は一部の解約によるものについてはその終了又は解約の日</u> <u>(5) 合同運用信託の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約によるものについてはその終了又は解約の日</u> <u>(6) (省 略)</u>

改 正 後	改 正 前
(配当所得の収入金額の収入すべき時期) 36 - 4 配当所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第 3 項に規定するものを除き、それぞれ次に掲げる日によるものとする。 (1) (省 略) (2) <u>投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約（一部の解約を含む。）によるものについてはその終了又は解約の日</u> (3) 法第25条《配当等の額とみなす金額》の規定により配当等とみなされる金額については、それぞれ次に掲げる日 <u>イ 合併（適格合併を除く。）によるものについては、合併登記の日。ただし、合併登記日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日</u> <u>ロ 分割（適格分割型分割を除く。）によるものについては、分割登記の日。ただし、分割登記日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日</u> <u>ハ 資本若しくは出資の減少、株式の消却、退社又は脱退によるものについては、これらの事実があった日</u> <u>三 解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日</u> (4) (省 略)	(配当所得の収入金額の収入すべき時期) 36 - 4 配当所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第 3 項に規定するものを除き、それぞれ次に掲げる日によるものとする。 (1) (省 略) (2) <u>証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は一部の解約によるものについてはその終了又は解約の日</u> (3) 法第25条《配当等の額とみなす金額》の規定により配当等とみなされる金額については、それぞれ次に掲げる日 <u>イ 資本若しくは出資の減少、株式の消却、退社又は脱退によるものについては、これらの事実があった日</u> <u>ロ 解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日</u> <u>ハ 合併によるもの（合併により交付される金銭等に係るものに限る。）については、合併契約書に定められた支払期日。ただし、その日が合併登記の日後である場合には、合併登記の日</u> <u>二 利益積立金額の資本又は出資への組入れによるものについては、その組入れに関する株主総会その他正当な権限を有する機関の決議によりその組入れの日として定められた日。ただし、当該決議によりその日が定められていない場合には、その決議があった日</u> <u>ホ 清算中の法人の継続又は合併によるもの（ハに該当するものを除く。）については、それぞれその継続決議の日又は合併登記の日</u> (4) (省 略)

改 正 後	改 正 前
(使用者契約の<u>保険契約等</u>に係る経済的利益) 36 - 31の 7 使用者が自己を契約者とし、役員又は使用人のために次に掲げる<u>保険契約又は共済契約</u>(当該契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、当該給付の受取人を使用者としている契約に限る。)に係る保険料(共済掛金を含む。以下この項において同じ。)を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税しなくて差し支えない。ただし、役員又は特定の使用人のみを対象として当該保険料を支払うこととしている場合には、その支払った保険料の額(その契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、支払った保険料の額から積立保険料に相当する部分の金額を控除した金額)に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。 <u>(1) 役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の身体を保険の目的とする法第76条第3項第4号に掲げる保険契約</u> <u>(2) 役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の身体を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約</u> <u>(3) 役員又は使用人に係る法第77条第1項《損害保険料控除》に規定する家屋又は資産(役員又は使用人から賃借している建物等で当該役員又は使用人に使用させているものを含む。)を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約</u>	(使用者契約の<u>損害保険契約等</u>に係る経済的利益) 36 - 31の 7 使用者が自己を契約者とし、役員又は使用人のために次に掲げる<u>損害保険契約又は共済契約</u>(当該契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、当該給付の受取人を使用者としている契約に限る。)に係る保険料(共済掛金を含む。以下この項において同じ。)を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税しなくて差し支えない。ただし、役員又は特定の使用人のみを対象として当該保険料を支払うこととしている場合には、その支払った保険料の額(その契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、支払った保険料の額から積立保険料に相当する部分の金額を控除した金額)に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。 <u>(1) 役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の身体を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約</u> <u>(2) 役員又は使用人に係る法第77条第1項《損害保険料控除》に規定する家屋又は資産(役員又は使用人から賃借している建物等で当該役員又は使用人に使用させているものを含む。)を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約</u>

改 正 後	改 正 前
法第 174条《内国法人に係る所得税の課税標準》関係 （個人年金保険契約の取扱い） 174 - 4 法第 174条第 8 号に規定する「生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約」には、<u>法第76条第 3 項第 1 号から第 4 号まで</u>《生命保険料控除》及び法第77条第 2 項《損害保険料控除》に規定する契約で年金を給付する定めのあるもの（当該契約において、給付される年金の総額が定められているいわゆる確定年金契約に限る。）のうち、当該契約に定められた年金支払開始日前に解約されたものを含むものとする。 （注）当該契約が年金支払開始日前に解約された場合における 174 - 6 に規定する保障倍率の計算に当たっては、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金の金額は、年金原資の金額（年金支払開始日の前日において、当該契約の締結時に定められた年金額（契約内容の変更があった場合には、変更後の年金額）を支払うため原資として積み立てられている金額をいう。）によるものとする。	法第 174条《内国法人に係る所得税の課税標準》関係 （個人年金保険契約の取扱い） 174 - 4 法第 174条第 8 号に規定する「生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約」には、<u>法第76条第 3 項第 1 号から第 3 号まで</u>《生命保険料控除》及び法第77条第 2 項《損害保険料控除》に規定する契約で年金を給付する定めのあるもの（当該契約において、給付される年金の総額が定められているいわゆる確定年金契約に限る。）のうち、当該契約に定められた年金支払開始日前に解約されたものを含むものとする。 （注）当該契約が年金支払開始日前に解約された場合における 174 - 6 に規定する保障倍率の計算に当たっては、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金の金額は、年金原資の金額（年金支払開始日の前日において、当該契約の締結時に定められた年金額（契約内容の変更があった場合には、変更後の年金額）を支払うため原資として積み立てられている金額をいう。）によるものとする。

改 正 後	改 正 前
法第 181条《源泉徴収義務》関係 <u>(削 除)</u>	法第 181条《源泉徴収義務》関係 <u>(みなし配当の支払の時)</u> <u>181 - 4 法第25条第 2 項《配当等の額とみなす金額》の規定により配当等とみなされる金額は、同項本文の規定によりその金額の交付がされたものとみなされる時に支払が行われたこととなるのであるが、その時がいつであるかは36 - 4 の(3)のイ、 二及びホに定めるところによる。</u>

改 正 後	改 正 前
法第 196条《給与所得者の保険料控除申告書》関係 （保険料の金額等を証する書類の提出又は提示に代わるもの） 196 - 2 法第76条第 1 項《生命保険料控除》に規定する生命保険料若しくは同条第 2 項に規定する個人年金保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの若しくは同条第 3 項第 5 号に掲げる適格退職年金契約に係るもの又は法第77条第 1 項《損害保険料控除》に規定する損害保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだものについては、給与所得者の保険料控除申告書に記載したその年中に支払った生命保険料若しくは個人年金保険料又は損害保険料の金額及び規則第76条各号《保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項》に掲げる事項に誤りがないことについて当該勤務先の代表者又はその代理人の確認を受け、かつ、その申告書にその確認をした旨の認印を受けている場合には、法第 196 条第 2 項に規定する書類の提出又は提示があったものとする。	法第 196条《給与所得者の保険料控除申告書》関係 （保険料の金額等を証する書類の提出又は提示に代わるもの） 196 - 2 法第76条第 1 項《生命保険料控除》に規定する生命保険料若しくは同条第 2 項に規定する個人年金保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの若しくは同条第 3 項第 4 号に掲げる適格退職年金契約に係るもの又は法第77条第 1 項《損害保険料控除》に規定する損害保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだものについては、給与所得者の保険料控除申告書に記載したその年中に支払った生命保険料若しくは個人年金保険料又は損害保険料の金額及び規則第76条各号《保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項》に掲げる事項に誤りがないことについて当該勤務先の代表者又はその代理人の確認を受け、かつ、その申告書にその確認をした旨の認印を受けている場合には、法第 196 条第 2 項に規定する書類の提出又は提示があったものとする。

改 正 後	改 正 前
法第 204条《源泉徴収義務》関係 (企業診断員の範囲) 204 - 15 令第 320条第 2 項に規定する企業診断員には、中小企業支援法に基づく<u>中小企業診断士の登録及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第 192号）</u>により登録された中小企業診断士だけでなく、直接企業の求めに応じ、その企業の状況について調査及び診断を行い、又は企業経営の改善及び向上のための指導を行う者、例えば、経営士、経営コンサルタント、労務管理士等と称するような者も含まれる。	法第 204条《源泉徴収義務》関係 (企業診断員の範囲) 204 - 15 令第 320条第 2 項に規定する企業診断員には、中小企業支援法に基づく<u>中小企業診断士登録規則（昭和38年通商産業省令第 124号）</u>により登録された中小企業診断士だけでなく、直接企業の求めに応じ、その企業の状況について調査及び診断を行い、又は企業経営の改善及び向上のための指導を行う者、例えば、経営士、経営コンサルタント、労務管理士等と称するような者も含まれる。